けやきかん 市民ギャラリー利用について

令和3年8月1日 富士山市民のサロン

富士山市民のサロン条例(以下「条例」という。)第7条及び第14条並びに同施行規則 (以下「規則」という。)第7条による利用に係る制限事項並びに遵守事項等に基づき、1 階市民ギャラリー利用について以下の事項を定めるものとする。

1 目的

市民ギャラリーは、作品を展示することを希望する貸出可能団体に対して、貸し出しを 行うスペースである。

2 貸出可能団体

市民ギャラリーの貸し出しは、条例第5条に規定されている減免対象団体のみ可能と し、個人等への貸し出しは認めないものとする。ただし、社会教育課が特に認めた場合は この限りではない。

3 貸出可能団体の利用可能期間

- (1)連続利用については、休館日を含み、最長15日間とする。また、準備、撤収期間を含めるものとする。
- (2) 一つの団体が利用終了後、連続して利用することは不可とする。再度利用を希望する場合、最終利用日から30日経過後であれば利用可能とする。

4 利用料

無料とする。

5 利用申請

- (1)申請については、規則第2条第1項に基づき、市民ギャラリー利用承認申請書(様式第1号)を提出しなければならない。
- (2) 前項の申請書は、規則第2条第2項に基づき、利用の日前3日から利用の日の属する月前6月以内の期間に提出しなければならない。

6 仮押さえ

- (1) 仮押さえは最大7日間とする。
- (2) 7日間で決定ができなかった場合は、再度7日間の仮押さえができる。ただし、再度仮押さえができるのは、1回のみとする。

7 利用の取り消し

市民ギャラリーの利用を取り消す場合、利用の日前7日前までに、けやきかんまたは、社会教育課へ連絡しなければならない。

8 展示方法等

- (1) 原則、施設内の設備を利用し、以下の方法で展示を行う。
 - ① ピクチャーレールを使用し、ワイヤーで吊る方法
 - ② 展示パネル及び長机を使用
- (2)貸し出し物品は以下のとおり
 - ① 展示パネル4台(展示フック、画鋲を含む)
 - ② 長机2台
- (3) 額等必要な備品は利用者側で準備をすること。
- (4) 取付・撤収作業は利用者側で行い、退出の際には会場内を原状回復すること。

9 禁止事項等

- (1) 室内壁等への画びょうや粘着テープの使用
- (2) 次に該当するものの展示
 - ① 政治・政党活動に該当するもの
 - ② 暴力的表現が強いと判断するもの
 - ③ 性的描写が強いと判断するもの
 - ④ 集団的または常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になる内容であると認められるもの
 - ⑤ 特定の個人や団体等を批判するもの
 - ⑥ その他、公序良俗に反するもの
- (3) 市民ギャラリーでの飲食

10 その他

- (1) 展示物の管理は利用者が責任を持って行うこと。
- (2) 展示物が天災、盗難、その他不慮の事故による損失、紛失が生じた場合、施設管理者 は一切の責任を負わない。
- (3)展示等により第三者へ損害賠償等の責が発生した場合は、展示主催者の責により解決すること。
- (4)展示により施設の壁等が破損し、修繕等が必要となった場合は、展示主催者の責により解決すること。
- (5) 社会教育課及びけやきかん職員の指示に従わないときは、利用の承認を取り消すこととする。